

特定健康診査等実施計画

百十四銀行健康保険組合

平成 19 年 9 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、株式会社百十四銀行と百十四銀行健康保険組合の2事業所が加入している健保組合である。

当健保組合に加入している被保険者は、平成19年4月末で男性1,453名、女性917名、平均年齢が39.83歳で、男性が全体の6割強を占める。

被保険者の人間ドック受診については、56機関と契約を締結し、実施している。

平成18年度の人間ドック受診者数は、被保険者 被扶養者 合計652名である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、当健保組合が主体となって 35 才以上の被保険者・被扶養者に人間ドック健診を行い、これをもって特定健診とし、そのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から、35 才以上については本人の希望により事業者健診の代行としていた経緯から、当健保組合が主体となつて行う。

特定健診を実施した場合は、当健保組合はその定期健康診断項目データを事業者に提供する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を86.4%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	95.0	98.0	98.0	98.0	98.0	—
被扶養者	40.0	50.0	55.0	60.0	65.0	—
被保険者＋被扶養者	76.7	82.0	83.4	84.6	86.4	70.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を72.9%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
特定保健指導対象者数 (推計)	344	368	379	390	399	—
実施率(%)	43.3	53.3	62.8	67.7	72.9	45.0%
実施者数	149	196	238	264	291	—

委託先については、業者の情報を収集中であり費用対効果を十分検討のうえ決定する予定である。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
目標実施率(%)	95.0	98.0	98.0	98.0	98.0
目標実施者数	1,140	1,176	1,176	1,176	1,176

被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	600	600	620	650	650
目標実施率(%)	40.0	50.0	55.0	60.0	65.0
目標実施者数	240	300	341	390	423

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	1,800	1,800	1,820	1,850	1,850
目標実施率(%)	76.7	82.0	83.4	84.6	86.4
目標実施者数	1,380	1,476	1,517	1,566	1,599

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者 (人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
動機付け支援対象者	185	198	204	210	215
実施率(%)	50.0	60.0	65.0	70.0	75.0
実施者数	93	119	133	147	162
積極的支援対象者	159	170	175	180	184
実施率(%)	35.0	45.0	60.0	65.0	70.0
実施者数	56	77	105	117	129
保健指導対象者計	344	368	379	390	399
実施率(%)	43.3	53.3	62.8	67.7	72.9
実施者数	149	196	238	264	291

推計値 動機付支援 13.4% 積極的支援 11.5%

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、人間ドック契約機関で受診することにより行うものとする。

特定保健指導は、近隣の者については、保健師巡回により行う。

遠隔地の者の特定保健指導については、保健指導を行える機関にアウトソーシングする。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目と人間ドック契約機関の検診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等保健師の受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

受診対象者は、健康保険組合を通じ或いは直接人間ドック契約機関に予約をとり受診する。

受診の窓口負担は免除とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合の費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、行内掲示板への掲示や事業主機関紙「114 タイムス」に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、全ての該当者とする。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、百十四銀行健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。